

奈良県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和四年二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
堀 裕二	生駒市南山手台一〇一五	令和四年二月一日
西口 規允	輝整骨院 生駒市東生駒三丁目二〇七一 三〇八	令和四年二月一日
西口 規允	ふくちゃん整骨院 磯城郡川西町大字結崎六二五 一三四	令和四年二月一日
西井 邦徳	按摩、指圧、マッサージ、か みのて治療院 北葛城郡王寺町王寺二丁目三 一三 グランドレジデンス王 寺一階	令和四年二月一日